

○薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令の疑義について

(昭和三十九年三月一四日)

(薬第三八二号)

(厚生省薬務局薬事課長あて愛媛県衛生部長照会)

昭和三十九年二月三日付け厚生省令第三号による薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令第一条第一項第一号に規定してある調剤数の算出にあたり、疑義が生じたので、左記事項中いずれを適用することが妥当であるか貴意を得たく照会いたします。

なお、その他参考事項があれば御教示をお願いします。

記

- 1 一処方一日分を一剤とするのか。
- 2 投与日数のいかにかわらず、一処方を一剤とするのか。
- 3 処方数のいかにかわらず一枚の処方せんを一剤とするのか。

(昭和三十九年四月一三日 薬事第五〇号)

(愛媛県衛生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

昭和三十九年三月十四日薬第三八二号をもつて照会のあつた標記については、照会の記の2で計算するものと了解されたい。